

クリーニング師研修受講対象者の皆様へ

令和6年度

「クリーニング師 研修」のご案内

時下 益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、クリーニング所の業務に従事する クリーニング師は、業務に従事した後 1年以内に、さらに 3年を超えない期間ごとに、都道府県知事が厚生労働大臣の定める基準に従い指定した『研修』を受けなければなりません。

(クリーニング業法第8条の2、同法施行規則第10条の2に基づく)

この研修は クリーニング師の資質の向上を図るために法により義務づけられたものです。最近「クリーニング事故賠償基準」が改訂され、「衣類の取り扱い表示」も大きく変わっています。また、皆さまがお困りの「長期滞留品（長い間引き取りがない洗濯物）」の対応につきましても解説をします。

是非とも、この機会に受講されますよう、下記のとおりご案内申し上げます。

記

- ◆ 研修科目 ①衛生法規および公衆衛生 ②洗濯物の受取り、保管および引渡し ③洗濯物の処理 ④繊維および繊維製品
- ◆ 申込み方法 受講申込書に必要事項を記入して、当センターあて 郵送または FAX（06-6946-9306）にてお申込みください。併せて「振込用紙」（払込取扱票）により、お近くの郵便局で 受講料（5,000円）を振込んでください。

※ 当指導センターの「ホームページ」からも申込書等がダウンロードできます。

※ 申込みと振込みが確認できた方には「受講票」をお送りします。

(発送予定：研修実施日の約2週間前)

- ◆ 受講料 5,000円 (個人の都合により受講できなかった場合は返金いたしません)

申込み・問い合わせ先（大阪府知事指定「研修」実施機関）

公益財団法人 大阪府生活衛生営業指導センター

〒540-0012

大阪市中央区谷町1-3-1-801

TEL 06-6943-5603 FAX 06-6946-9306

裏面に実施要領があります

令和 6 年 度

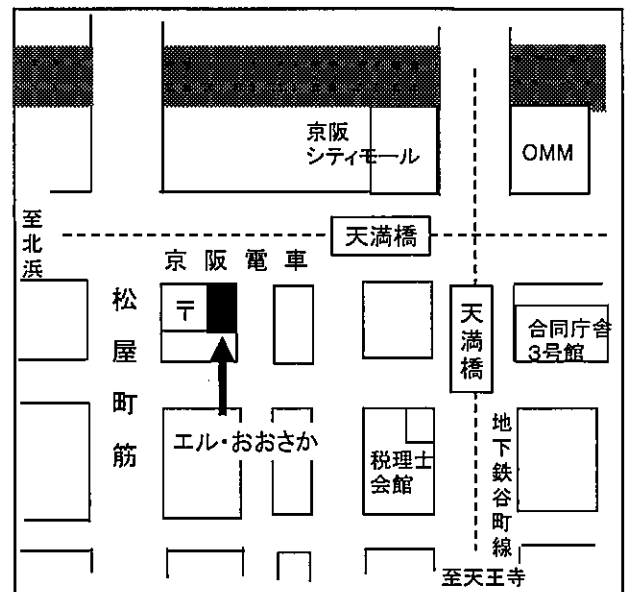
「クリーニング師 研修」 実施要領

- ◆ いずれか都合の良い日を選び、期間厳守でお申し込みください。
定員がありますので、開催日間際になりましたらご確認の上、お申し込みください。
- ◆ 会場へは、公共交通機関をご利用ください。（下図参照）
- ◆ なお会場の都合上、定員になり次第締め切ります。（その節は、ご了承願います）

日 時 令和 6 年 1 1 月 2 3 日（土・祝）
午後 1 時～午後 5 時

場 所 エル・おおさか <大阪府立労働センター>
(大阪市中央区北浜東 3-14)
※ 京阪電車「天満橋駅」から徒歩 5 分
※ 地下鉄谷町線「天満橋駅」から徒歩 7 分

申込期間 令和 6 年 8 月 1 日から 1 0 月 3 1 日



日 時 令和 7 年 1 月 2 6 日（日）
午後 1 時～午後 5 時

場 所 大阪府クリーニング会館
(八尾市春日町 2-1-25)
※ JR 関西線「八尾駅」から徒歩 5 分

申込期間 令和 6 年 1 1 月 1 日から 1 2 月 2 7 日

